

## 「一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ」の設置について

平 1 2 . 6 . 1 6

証券受渡・決済制度改革懇談会

### 1．設置の趣旨

一般債の決済制度改革について、本年 3 月の中間報告書では、金融審議会第一部会「証券決済システムの改革に関するワーキング・グループ」における法制度面の議論を踏まえ、広く関係者の声が反映され得る検討の場を設け、意見の集約を図ることとした。

この度、上記金融審議会第一部会ワーキング・グループは、その報告書の中で社債等登録制度に代わる新決済制度の整備を図る旨の報告書を取りまとめた。これを踏まえ関係当局は、今後、所要の法整備を行うため検討することとしている。新法制の内容を考えるうえで実務の検討は欠かせないところである。

そこで、証券受渡・決済制度改革懇談会の下に、「一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ」を設置して、一般債の新しい決済制度あり方、新制度への円滑な移行等について実務面から検討を行う。

### 2．検討事項

一般債の新決済制度及び新制度への移行に関する諸問題の検討について

- (1) 決済制度に係る法制度を含めた運営の在り方、実施までのシステム開発期間を含めたタイムスケジュールに係る問題
- (2) 既発登録債の円滑な機構預託の移行措置と具体的なタイムスケジュールに係る問題
- (3) 新発債への新決済制度適用に係る問題
- (4) J B ネットのあり方と機構との関係に係る問題

### 3．ワーキングの構成

- (1) 本ワーキングの人数は 1 5 人程度とする。
- (2) 本ワーキングには、座長及び座長代理を置く。
- (3) 本ワーキングには、オブザーバー若干名を置く。

### 4．検討期間

当面、平成 12 年 9 月末を検討期間の目途とする。

以 上